

岩手県告示第637号

特定大規模集客施設の立地の誘導等に関する条例（平成19年岩手県条例第75号）第10条第1項の規定により、同条例附則第3項の規定による次の届出について意見を有しない旨通知した。

平成30年8月24日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 届出者の氏名又は名称 イオンタウン株式会社、DCMホームマック株式会社及び有限会社アピオ・プランニング
- 2 特定大規模集客施設の名称及び所在地 江刺ツインプラザ 奥州市江刺八日町一丁目300番地
- 3 関係書類の縦覧の期間及び場所
 - (1) 期間 平成30年8月24日から同年9月25日まで
 - (2) 場所 岩手県商工労働観光部経営支援課及び県南広域振興局経営企画部並びに花巻市役所、北上市役所、遠野市役所、一関市役所、奥州市役所、西和賀町役場、金ヶ崎町役場、平泉町役場及び住田町役場